# 令和7年度 秋田県観光連盟 教育旅行誘致助成金について

秋田県観光連盟では、秋田県を訪れる教育旅行に対し、助成を行っています。 この機会に助成金制度を活用し、ぜひ秋田県へお越しください!

1 交付対象者

秋田県への教育旅行を行う学校



# 2 交付要件

- ① 小学校、中学校または高等学校等の教育旅行で、旅程の経路に秋田県の区域を含むこと。
- (2) 旅程の経路において、航空機、船舶または鉄道を利用すること。
- (3) 秋田県内の旅程において、バスを利用すること。
- ④ 観光連盟の会員施設に1泊以上し、県内の2か所以上で体験学習 を行うこと。
- 3 助成額

# タイプA

大 型:80,000円

大型以外:50,000円

上限: 1校につき上限200,000円まで

・秋田県内で2泊以上する場合

### タイプB

大型:30,000円

大型以外:20,000円

上限:1校につき100,000円まで

・秋田県内で1泊する場合

旅行会社が、助成金の交付手続きを学校の代わりに行う場合は、助成金とは別に「事務費」として、助成金 交付額の25%を上限に旅行会社に対して支払うこともできます。 (様式第2号の委任状必須)

※予算上限額に達し次第、受付終了となります。

#### 【問い合わせ先】

一般社団法人 秋田県観光連盟 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2267 FAX 018-860-3916 E-Mail: info@akita-kanko.com



# 手 続 き の 流 れ

# 申請者

(学校もしくは代行する旅行会社)

### ① 助成金の交付申請

#### < 必要書類>

- ·助成金交付申請書(様式第1号)
- 旅程表
- ・その他、会長が必要と認める書類 (必要に応じて前年度の最終旅程表等)
- ※5営業日前までの申請をお願いします。
- ※押印不要としておりますので、メール または郵送で提出願います。
- ・旅行会社が代行する場合は学校からの 委任状(様式第2号)

### ④ 教育旅行の実施

※ 交付決定後に内容変更・中止がある場合は、必ずご連絡ください。

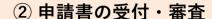
その際は、以下の書類を提出願います。

- ·交付条件変更承認書(様式第4号)
- ·教育旅行中止(廃止)届(様式第5号)



# 申請受付者

(秋田県観光連盟)





③ 助成金交付決定書 (様式第3号)の通知



### ⑤ 実績報告・請求書の提出

#### < 必 要 書 類 >

- ·助成金実績報告書(様式第7号)
- · 最終旅程表
- ・航空機、船舶又は鉄道利用証明の写し
- ・バス運行証明書 (様式第8号)
- ・宿泊証明書(様式第9号)
- ·体験学習証明書(様式第10号)
- ・助成金交付請求書(様式第11号)
- ・旅行会社が代行する場合は事務費請求書(様式第12号)

<u>※「体験学習証明書」は 2 か所分の提出</u> が必要です。



### ⑥ 実績報告書の受付・審査



⑦ 助成金確定通知書 (様式第13号) の通知 及び 助成金の支払い

### 特記事項

※ 交付要件②は、秋田県に向かう際、又は帰県する際に利用する交通手段を想定しており、隣県で乗降する場合も対象となります。(例:北海道から岩手県まで新幹線で移動し、秋田県にバスで移動する等)なお、交付申請書の審査の際に、行程内容など本要綱の目的に適当でないと判断した場合には、不採択となる場合があります。

- ※ 交付要件④の「体験学習」は、ものづくり体験や有料施設見学、農業体験などが対象となります。 ただし、同一施設内での体験学習は1か所とみなしますのでご注意ください。
- ※ 天候等によりやむを得ず「体験学習」ができなかった場合に備え、代替案等の想定をお願いいたします。